

学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に対する大学の感染症対策について（第12報）

新型コロナウイルス感染症が、世界中へ拡大しており、3月には大分県内においてもクラスターが発生しました。以下の①～③に該当する方は、各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）（以下、担当部局）へ必ず届け出てください。①に該当する方は、夜間・休日の場合は**守衛所（旦野原：097-554-7426，挟間：097-586-6620）**まで速やかに届け出てください。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された方
- ② ①の方と濃厚接触*し、PCR検査の対象となった方
- ③ ②のうち発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）が出ている方と濃厚接触した方

*濃厚接触とは、患者と同じ家に住む人（家族など）、痰などの分泌物に予防策なしに接触した場合、対面で会話が可能な距離（目安は2メートル以内）で、予防策なしに30分以上ともに過ごした場合などをさす。すれ違った程度は含まない。

毎朝、必ず体温測定を行って健康状態を観察し、発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、登学をせず、各担当部局へ報告してください。また、家族内に出勤・登学停止者がいる場合は、保健管理センターにて登学の可否について判断しますので、自宅待機の上、連絡をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染症対策は、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」が基本です。別添のポスターを参照の上、感染症対策に万全を期してください。

政府より発令された緊急事態宣言は、5月25日に全て解除されました。しかし、大分県は、宣言が解かれたばかりの東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道の5都道県については、6月18日までは、移動を慎重にするよう呼びかけています。また、北九州市のように感染者が急増している地域もあり、感染防止の観点から引き続き注意が必要です。これらを踏まえ、6月1日以降も、当分の間は、**東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道、および北九州市（以下、指定地域）**との間の不要不急の移動は自粛してください。特に、感染者が急増している北九州市への移動は、6月18日までは、不可避の場合を除いて禁止します。

指定地域に帰省している学生は、当分の間は大分へ帰県せずに、引き続き健康観察を行いながら、帰省先でオンライン授業を受講してください。指定地域以外の地域に帰省している学生は、速やかに大分に帰県してください。なお、指定地域以外の地域から来県・帰県した学生については、体調不良がなければ、帰県後2週間の自宅待機は必要ありません。

また、外務省からは、全世界を対象に「危険情報」のレベル2以上が出されており、現在、海外への渡航も禁止しています。親族の危篤等による一時帰国などで、どうしても県外へ出なければならぬ方や、海外への渡航が必要な方は、各担当部局へ届け出が必要です。

今後の対策として、以下の通り新たにフローチャートを作成しましたので、遵守してください。

●フローチャート① p.5 (最も多いケース)

- ・2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方
- ・2週間以内に指定地域にいなかった方

1. 毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合は、大学への登学をせず症状が改善するまで自宅待機とし、他人との接触は控えてください。速やかに担当部局へ届け出を行い、経過記録票の記入を開始してください。また、医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください。
2. 厚生労働省は5月8日、帰国者・接触者相談センターに相談する目安から「37.5度以上の発熱が4日以上続く」を削除し、新たな目安を公表しました。下記①、②、③に当てはまる場合は、最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください。
 - ① 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱などの強い症状のいずれかがある
 - ② 重症化しやすい方や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
 - ③ ①、②以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（4日以上続く場合は必ず）
3. 2. に当てはまる場合は、速やかに、担当部局へ届け出て、受診結果を報告してください。

●フローチャート② p.6

- ・海外から帰国または来日した方
- ・海外から帰国または来日して2週間、健康な状態を維持できたことが確認できない方と濃厚接触した方
- ・指定地域より来県・帰県して2週間経過していない方

1. 海外から帰国または来日した方は、入国後、速やかに、渡航地域、渡航期間、利用交通機関（航空機便名等）等を担当部局へ届け出てください。また、指定地域より来県・帰県して2週間経過していない方は、来県または帰県後、都道府県名や帰県または来県ルートについて担当部局に届け出てください。症状の有無にかかわらず、入国日、濃厚接触をした日、指定地域より来県または帰県日から2週間は登学をせず、公共交通機関の利用を避けて自宅待機とし、他人との接触は控えてください。また、入国日、濃厚接触日、来県または

帰県日より2週間は、毎日体温測定をする等、別添の経過記録票に健康状態を記入し、毎日各担当部局に報告してください。

2. 入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より2週間以内に発熱や咳等の呼吸器症状、嗅覚・味覚異常等、新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状が出た場合は、最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関などの指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診してください。また、結果を各担当部局に届け出てください。
3. 入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より2週間、発熱なく、体調に異常を認めなかった場合は、各担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察期間を終了とします。

***情勢が刻々と変化しておりますので、これらの対策については、今後の感染状況の変化に伴い、見直す可能性がありますので、ご注意ください。**

新型コロナウイルスの対応に関しては、現在、感染の拡大を防ぐための重要な時期にあるため、下記ウェブサイト等から最新の情報を収集してください。また、密閉、密集、密接、の3つの密について避けるようにし、下記を遵守してください。

(ア) 飲食を伴う集会（食事会や飲み会など）は禁止します。

(イ) ライブハウス・カラオケ・ジム・ラウンジなどの利用も禁止します。

(ウ) 不特定多数の方が集うセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動への参加も不可避免の場合を除いて禁止します。

(エ) 現時点では、大学内のサークル活動も禁止しています。

(オ) カリキュラム以外での病院実習や他の医療機関等の見学は禁止しています。

【新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト】

- ・ 東北医科薬科大学病院HP 新型コロナウイルス感染症～市民向け感染予防ハンドブック
(新型コロナウイルス感染症について分かり易く書かれています。)

http://tmpuh.net/第2版新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_第2.2版_20200424.pdf

- ・ 大分県HP 新型コロナウイルスに関するお知らせ
<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/>

- ・ 県内の新型コロナウイルスに関する相談窓口について
<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/covid19-consultation-desk.html>

- ・ 厚生労働省HP 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q15

- 国立感染症研究所HP <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>
- 外務省海外安全HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 日本禁煙学会 HP COVID-19 の重症化因子に関する見解
http://www.jstc.or.jp/modules/information/index.php?content_id=243

【English Website】

- Centers for Disease Control and Prevention (CDC)
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/guidance-hcp.html>
- World Health Organization (WHO) <https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

令和2年（2020年）6月1日

国立大学法人大分大学長
大分大学危機対策本部長

北野 正剛

フローチャート①

※大分県内で新型コロナウイルス感染症が発生したため、発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）を認めない場合についても、毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。

発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める方へ（2020年2月1日以降、海外に渡航歴のない方、2週間以内に指定地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道、および北九州市）にいなかった方）

大学への登学をせず、症状が改善するまで自宅待機をして、他人との接触は控えてください
速やかに担当部局へ届け出を行ってください
経過記録票の記入を開始してください

医療機関に受診が必要な場合は、まず電話をして症状を伝え、マスクを着用の上、受診してください

症状が改善しない

- ① 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱などの強い症状のいずれかがある
- ② 重症化しやすい方*や妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ③ これら以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（4日以上続く場合は必ず）

最寄りの保健所に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください

速やかに担当部局へ届け出を行ってください

- 学生・正規課程の留学生は学務課・各学部の学務係へ
- 正規課程以外の留学生は学生・留学生支援課へ

※自宅待機となった場合、授業は公欠扱いとなります。

症状が改善

発症後8日経過、かつ、解熱後および症状消失後3日経過していれば登学可
例1：6/1に発症し、6/5までに解熱および症状消失した場合は、6/10日より登学可
例2：6/1に発症し、6/8に解熱および症状消失した場合は、6/12日より登学可

担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察を終了してください

*重症化しやすい方…高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、喫煙者

- ・ 海外より帰国または来日した方
- ・ 海外より帰国または来日して 2 週間、健康な状態を維持できなかったことが確認できない方（同居者等）と濃厚接触した方
- ・ 指定地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道、および北九州市）より来県または帰県して 2 週間経過していない方

該当する方は、大学の感染症対策を徹底するために、下記の流れに沿って行動してください。

上記に該当する方は、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）に報告し、入国日、濃厚接触日、来県または帰県日から 2 週間は、大学への登学は停止し自宅待機とし、毎日体温測定を行い、経過記録票を記入する。厳重に健康観察を行い、外出を控える。健康状態については、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）へ毎日報告する。

入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より 2 週間以内に発熱や咳等の呼吸器症状や嗅覚・味覚異常等、新型コロナウイルス感染症が疑われるような体調不良を認める。

最寄りの保健所に電話して受診すべき医療機関等の指示を仰ぎ、事前に居住歴や渡航歴等を連絡した上で、マスクを着用の上、指定された医療機関に速やかに受診する。

受診結果については、学務課・各学部の学務係（学生・正規課程の留学生）、学生・留学生支援課（正規課程以外の留学生）まで報告する。

入国日、濃厚接触日、来県または帰県日より 2 週間自覚症状なく経過。

担当部局へ経過記録票を提出し、経過観察終了。登学可。